

令和8年度信州屋根ソーラーPR業務委託仕様書(案)

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という）が行う令和8年度信州屋根ソーラーPR業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8年度信州屋根ソーラーPR業務

2 委託期間

委託日から令和9年2月26日まで

3 事業の目的

ゼロカーボン社会の実現を目指す本県においては、再生可能エネルギーの生産量を2010年度比3倍とする目標の達成に向けてその普及拡大に取り組んでいるところであり、住宅等の屋根を活用した太陽光発電（屋根ソーラー）については特に積極的に推進しているところである。本業務は、屋根ソーラーのメリットや普及の意義について県民への周知・浸透を図り、「屋根ソーラーが当たり前の信州」の実現に向けた機運を高めることを目的として実施するものである。

そのため、令和6年度に運用を開始した県の屋根ソーラーポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」（以下「ポータルサイト」という。）の閲覧を促進し、県内住宅への屋根ソーラー普及に向けたPRを行う。

（ポータルサイト URL : <https://www.yanesolar.pref.nagano.lg.jp/>）

4 業務内容

(1) テレビCMナレーション音声の提案および放送

「屋根ソーラーが当たり前の信州」の実現に向け、以下の内容に基づき、テレビCMのナレーション音声の作成および放送に係る提案を受けるものとする。ターゲットは20～60代の働く世代とする。

（参考：既存CM <https://www.youtube.com/watch?v=2EJXtT83nNY&t=12s>）

ア ナレーション音声の制作・編集

委託者が提供する編集可能なテレビCM素材に対し、別添のテレビCMナレーション原稿に基づき音声を収録し、動画へ組み込み編集を行うこと。

※提供するデータ形式については、受託者との協議によるものとする。

(ア) ナレーション要件

- ・発声・発音が明瞭で、生活環境（家事中など）においても聞き取りやすい音声であること。
- ・親しみやすく誠実な語り口とすること。

- ・AI音声の使用は不可とし、人間による収録とすること。

(イ) 提供するCM素材

- ・動画形式：受託者との協議による

- ・尺：15秒

- ・BGM：あり

- ・ナレーション原稿：別添のとおり

イ テレビCMの放送

(ア) 放送内容

上記アで編集したテレビCMを、次の(イ)(ウ)の放送局および期間、時間帯にて放送すること。

(イ) 放送局

長野県内の民間放送テレビ局において放送すること。

(ウ) 放送期間および時間帯

放送する期間および時間帯について、以下の条件に基づいた提案によるものとする。

- ・ターゲット層（20～60代の働く世代）のメディア接触傾向を踏まえること

- ・視聴率データや過去の実績に基づき、選定理由を明示すること

- ・放送枠の構成（曜日、時間帯、番組ジャンル）について合理的な説明を付すこと

(2) 住宅メディアへの広告掲出

主に新築およびリフォーム検討層へ訴求するため、県内における住宅メディアにポータルサイトに関する情報を掲出する。掲出する広告媒体の選定については提案によるものとする。

(3) その他メディアへの広告掲出

県民へ屋根ソーラーの設置がゼロカーボン社会の実現に貢献することを訴求するため、県内の各種メディアを活用して屋根ソーラー普及の意義を発信するとともに、ポータルサイトの閲覧促進を図る。掲出する広告媒体の選定については提案によるものとする。

(4) 広報活動に関する効果測定・分析

・本業務の開始前と令和8年11月時点の2回、県の施策や広報の認知に関する調査により本業務の効果を測定し、今後の屋根ソーラーに係る広報活動の方針検討の基礎となるデータを収集する。

・調査サンプル数は各回1,000件程度とし、調査方法と合わせ詳細は契約後に委託者と協議の上、決定すること。

5 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

6 成果品の帰属

(1)委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(2)本事業成果物等にかかる所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について、委託者に使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7 個人情報の取得・保護・管理等

(1)受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2)受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないと。

(3)受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

(1)受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

(2)委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

9 その他

(1)本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。

(2)事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。

(3)本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。

(4)受託者は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。

(5)受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

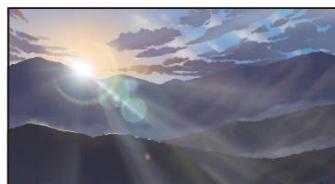
(6)委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。

(7)本事業で生じた一切の訴訟については受託者の責任において対応するものとする。

(別添)

テレビ CM ナレーション原稿

朝日が昇る信州の山並み



ナレーション：

BGM♪

太陽に

朝日が反射する。



恵まれた信州で

朝日の差し込む



ママの声：
おはよう。

キッチンで電気ポットが沸く。
IH の調理風景

暮らしの

太陽は真上に昇る



電気を

冷蔵庫を開ける母
PC で学習
する娘



つくる

夕陽が屋根のソーラーパネルに
反射する。
夕暮れの家、あかりが灯っている。



パパの声：
ただいま。

信州の家には

屋根ソーラー。

ロゴマーク検索バー



SE: カチッ (クリック音)

NAGANO AD BUREAU